

## 第8回福祉部会における主な意見（概要）

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたものである。

### 1. 所轄庁の指導監査について

- 法人の自律性を前提とした行政の関与が必要である。
- 社会福祉法人の監査は法定受託事務であるにもかかわらず、地域によってばらつきがあるのは問題。法定受託事務にふさわしい基準の整備・遵守が必要である。
- 監査指導には、監査官の個人的な見解が入ることもあるのではないか。
- 監査の適正化のためには、実施体制の確保が必要であり、そのための地方財政措置を検討する必要があるのではないか。
- 社会福祉法人の事業内容は医療や介護、保育など多岐にわたるので、事業監査との関係の整理も必要ではないか。
- 法人と所轄庁の信頼関係を高めるために、ガイドラインやQ&Aの整備が必要ではないか。
- 指導監査に関する社会福祉法人の理解を深めるため、法人に対する研修が必要ではないか。
- 労働法令の遵守も指導監督において重要。
- 法令遵守については、内部通報窓口の取扱いを検討すべき。
- 現在の会計基準については、本部経費の位置づけがあいまいであり、今後整理が必要である。

### 2. 外部監査について

- 会計監査人は他の法人類型においても設置が義務付けられており、一定規模以上の社会福祉法人に対しては設置義務付けが必要である。
- 会計監査人の設置義務は原則全ての社会福祉法人に課すべきである。
- 会計監査人については、不正の発見が役割であり、不正を発見できなかった場合や故意に見逃した場合について、民事上の責任のみならず、罰則や法人名の公表等の処分も検討してはどうか。
- 外部監査は、公認会計士又は監査法人が行うべきであり、学識経験者は外部監査ではなく、社外取締役や評議員会において役割を担うべきではないか。
- 外部監査を導入したことにより、法人の会計処理能力が高まり、ガバナンスも適正化された。
- 児童養護の分野は、他分野の法人と比べて収益率が低く、監査費用を負担することは難しいので、配慮が必要ではないか。
- 第一義的に行政による社会福祉法人に対する指導監督の責任があつて、その上で会計監査人による監査が行われるという点を確認すべき。
- 会計監査人が数字の正確性の確認を行い、その情報を基に所轄庁が判断する仕組みを作る必要がある。

- 社会福祉法人の監査は財務と公益性の観点が必要であり、企業の監査と異なることに留意すべき。
- 公益性の監査は行政でなければ困難ではないか。
- 法人の公益性に関する事項についても監査報告書に明記すべきではないか。
- ケアのレベルと会計処理の適正さ、ガバナンスの確立は別次元で考えるのではないか。

### **3. 運営協議会について**

- 協議会等の会議がいくつも設置され業務量が増えることにより、本来事業に支障が出ることはないようにすべきではないか。
- 地域協議会や運営協議会については構成員の重複を許容するなど、弾力的運用も可能にすべきではないか。
- 運営協議会の利用者代表については、複数事業を実施する法人では事業ごとに代表者を選定してはどうか。
- 利用者代表は法人運営というよりもサービスの中身に関心があるので、事業所ごとに意見を聴くようにすべきではないか。
- 運営協議会に地域代表を入れて意見を聴くよりも、会社法の社外取締役を参考に、責任と職務を限定した形で、地域代表を理事会の構成員とすることを検討してはどうか。

### **4. 都道府県等の役割と連携の在り方について**

- 県の広域的な役割として市への支援をしっかりと行わなければ監査内容の平準化は図られないのではないか。
- 都道府県の役割としては、管内の所轄庁を連携・調整する連絡協議会を設置し、監査のQ & Aやガイドラインの整備、研修やスーパーバイザー的な支援、不適切事例の共有を行い、監査内容の適正化を図ることが考えられるのではないか。
- 監査に関する法人向けの苦情相談窓口等を全国団体や都道府県に設置することを検討してはどうか。